

令和7年度

三方原用水二期農業水利事業
南部幹線水路用地調査業務

特別仕様書

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この特別仕様書は、令和 7 年度三方原用水二期農業水利事業南部幹線水路用地調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、「用地調査等業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

3 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

4 特別仕様書又は共通仕様書の間に相違がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。

(業務の目的)

第 2 条 本業務は、南部幹線水路の改修工事のために用地調査を行うものである。

(業務概要)

第 3 条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

静岡県浜松市中央区葵西六丁目地内他（別添位置図のとおり。）

(2) 調査区域

① 地域区分は都市近郊とする。

(班編制)

第 4 条 本業務は、1 班以上の編制により行うものとする。

(障害物の伐除)

第 5 条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐採したものの補償は、受注者の責任において処理するものとする。

第2章 貸与資料等

(貸与資料等)

第 6 条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
・平成 2 6 年度全体実施設計三方原用水二期地区測量業務	1 式	
・令和 6 年度三方原用水二期農業水利事業南部幹線水路他用地調査等業務成果物	1 式	
その他必要な資料	1 式	

2 受注者が、土地の登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第 7 条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

(用地調査)

作 業 項 目	数 量	備 考
---------	-----	-----

(1) 作業計画の策定	1 業務	
(2) 現地踏査（地盤変動影響調査等）	1 業務	
(3) 事後調査（木造建物A） （建物内部の調査を行う場合）	1 棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満
(4) 事後調査（木造建物C） （建物内部の調査を行う場合）	1 棟	70 m ² 未満
(5) 事後調査（木造建物A） （建物内部の調査を行わない場合）	2 棟	130 m ² 以上 200 m ² 未満
(6) 事後調査（工作物）	1 箇所	100 m ² 未満
(7) 事後調査（工作物）	2 箇所	100 m ² 以上 300 m ² 未満
(8) 事前調査（木造建物C） （建物内部の調査を行う場合）	2 棟	70 m ² 未満
(9) 事前調査（工作物）	1 箇所	100 m ² 以上 300 m ² 未満
(10) 事前調査（工作物）	2 箇所	630 m ² 以上 1300 m ² 未満
(11) 立会謝金	6 人	

（指示事項）

第 8 条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

（1）地盤変動影響調査等に係る建物等の事前調査・事後調査

① 調査に際しては、関係者に立会いを求めるものとし、関係者との日程調整は受注者が行うものとする。

② 調査に伴う立会人の日当は、受注者の負担とする。立会人の日当は 5,000 円／人とし、人数は 6 人とする。

③ 事前調査については、令和 7 年 9 月 12 日（金）までに調査を実施するものとする。

（管理技術者）

第 9 条 管理技術者の要件は、共通仕様書第 8 条第 3 項によるものとする。

ただし、業務説明書 10 の（1）オに記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

第 4 章 打 合 せ

（打合せ）

第 10 条 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、関東農政局三方原用水二期農業水利事業所とする。

（用地調査）

（1）業務に着手するとき

- (2) 業務の中間 1 回（調査外業に着手する段階を想定）
 (3) 成果物とりまとめの段階

2 ただし、業務説明書 10 の（1）オに記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 42 条に定める作業計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第 5 章 成 果 物

（成果物等）

第 11 条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりとする。

（用地調査）

成 果 物		数 量	装 丁 等
(9) 事前調査書等 ①調査区域位置図 ②調査区域平面図 ③建物等調査一覧表 ④建物調査書 ⑤損傷調査書 ⑥写真集	電子データ	正副 2 部	C D - R
	書 面	1 部	ファイル綴じ
	原 本	1 部	ファイル綴じ
	写真集	1 部	ファイル綴じ
(10) 事後調査書等 ①調査区域位置図 ②調査区域平面図 ③建物等調査一覧表 ④建物調査書 ⑤損傷調査書 ⑥写真集	電子データ	正副 2 部	C D - R
	書 面	1 部	ファイル綴じ
	原 本	1 部	ファイル綴じ
	写真集	1 部	ファイル綴じ

- 2 成果物の提出先は、静岡県浜松市中央区砂山町 350 番地 5
 関東農政局三方原用水二期農業水利事業所とする。

第 5 章 契 約 変 更

（契約変更）

第 12 条 業務請負契約書に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本特別仕様書第 7 条に示す、「作業項目」及び「数量」に変更が生じた場合。
 (2) 〃 第 8 条に示す、「指示事項」に変更が生じた場合。
 (3) 〃 第 10 条に示す、「打合せ回数」に変更が生じた場合。
 (4) 〃 第 11 条に示す、「成果物」及び「数量」等に変更が生じた場合。
 (5) 履行期間の変更が生じた場合。
 (6) その他

第6章 そ の 他

(低入札価格契約における第三者照査)

第13条 業務説明書10の(1)オに記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合において、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 関東農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 関東農政局長から、補償コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するのは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

② 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて作業計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物取りまとめの段階時の打合せへの立会い

特別仕様書第10条に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(疑義)

第 14 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。